

第4号様式（要領第4条関係）

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金交付申請書兼同意書

年 月 日

申請者 住所
氏名
連絡先

葛飾区長 宛て

（受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金）の交付を受けたいので下記により申請します。

①助成対象者 (受講費用等を負担した者)	氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)	連絡先	
②受講者 (助成対象者と同じ場合記入不要)	氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所	(〒 -)	連絡先	
③受講施設名称				④講座の名称
⑤受講科目	1 5	2 6	3 7	4 8
⑥試験を免除できる科目				
⑦受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑧所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円			
⑨希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			
⑩助成対象者と生計を一にする子 (注8参照)	氏名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)			
	助成対象者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。			
⑪児童扶養手当の受給状況	現在、助成対象者本人が児童扶養手当を受給 している・していない			
(備考)				

同意事項（個人情報の取扱い）

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金の交付にあたり、助成金の交付決定に係る審査及び助成金額の決定のために、葛飾区が、助成対象者及び受講者に係る以下の個人情報を利用することに同意します。

取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の各法令の定めに基づく場合を除き、他の利用目的以外の目的のために利用又は提供いたしません。

情報の取得先	利用する公簿又は個人情報
戸籍住民課	住所、氏名、性別、続柄、生年月日
子育て応援課	児童扶養手当の受給者の住所、氏名、認定番号、受給状況、申請事由
税務課	住所、氏名、合計所得金額、各控除金額、扶養人数

※同意いただけない場合は住民基本台帳・児童扶養手当・課税台帳の状況等に関する書類をご提出いただく必要があります。

葛飾区長宛て

年 月 日

助成対象者氏名 _____

受講者氏名 _____

※受講者氏名は、次の場合は記入不要です。

- ・受講者が助成対象者と同一人である場合
- ・助成対象者が受講者の親権者である場合

(注意)

- 1 受講開始時給付金の交付申請期間は、受講開始日から起算して30日以内です。
- 2 受講開始時給付金の交付申請における所要費用については、受講開始のために支払った入学料、受講料を記入してください。
- 3 受講終了時給付金の交付申請期間は、受講終了日から起算して30日以内です。
- 4 合格時給付金の交付申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 5 合格時給付金の交付申請における所要費用については、受講時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。
- 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 7 「⑩助成対象者と生計を一にする子」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

(添付書類)

本申請において、以下の書類を添付してください。

- 1 助成対象者と受講者の世帯全員の住民票の写し
- 2 児童扶養手当証書の写し又は同等の所得水準であることを証する書類(ただし、いずれも助成対象者が、ひとり親家庭の親である場合に限る。)
- 3 葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金親権者同意書(第2号様式)(助成対象者が18歳未満の場合に限る。)
- 4 受講開始時給付金の申請をする場合、講座の受講のために支払われた費用に係る領収書(ただし、講座を開講した受講施設が発行したものに限る。)及び講座申込書の写し等、助成対象者が、当該受講者が受講する講座の費用負担者であることが分かる書類(ただし、講座を開講した受講施設が発行したものに限る。領収書に記載がある場合は、提出不要。)
- 5 受講終了時給付金の申請をする場合、受講終了を証する書類(ただし、講座を開講した受講施設が発行したものに限る。)
- 6 合格時給付金の申請をする場合、高等学校卒業程度認定試験の合格を証する書類(ただし、文部科学省が発行したものに限る。)